

令和7年度実施
法科大学院認証評価
評価結果

千葉大学大学院専門法務研究科
法務専攻

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 法科大学院の教育活動等の現況（基準1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証（基準2-1～2-6）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 教育課程及び教育方法（基準3-1～3-7）	・ ・ ・ ・ ・	7
領域4 学生の受入及び定員管理（基準4-1～4-3）	・ ・ ・ ・ ・	11
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境（基準5-1～5-2）	・ ・ ・ ・ ・	13
付録1 別紙様式一覧		
付録2 根拠資料一覧		
自己評価書		

1. 令和7年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会を設置するとともに、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整を行うため運営連絡会議を設置し、評価を実施します。

また、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見申立ての審査を行うため、今年度の評価に加わらなかった者から構成される意見申立審査専門部会を設置します。

3 評価方法及びプロセスの概要

(1) 法科大学院における自己評価

「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。

機構が定める法科大学院評価基準に適合しないと判断された法科大学院に係る追評価においては、「追評価実施要項」に従い、本評価において満たしていないとされた基準について自己評価書を作成し、機構に提出します。

(2) 機構における評価

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施することとしています。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満

たしているかどうかの最終的な判断を行った上で評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。

- ④ 適合認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

追評価においては、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

4 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、申請を予定している法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した法科大学院の求めに応じて、各法科大学院の状況に即した自己評価書の作成に関する個別研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の2法科大学院の評価を実施しました。

- 国立大学（1法科大学院）
 - ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
- 公立大学（1法科大学院）
 - ・ 大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

- (3) 機構は、令和7年6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年7月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

7年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 <ul style="list-style-type: none">・ 基準ごとの判断の検討・ 書面調査による分析結果の整理
10～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 <ul style="list-style-type: none">・ 評価結果（原案）の作成
8年1月	運営連絡会議、評価委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 評価結果（案）の取りまとめ

3月

評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知

評価委員会

・評価結果の確定

5 評価結果

令和7年度に評価を実施した2法科大学院が評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

- 評価基準に適合している法科大学院（2法科大学院）
 - ・千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
 - ・大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

6 評価結果の公表

評価結果は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告しました。また、対象法科大学院ごとに「令和7年度実施法科大学院認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表しました。

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

秋葉 康弘	中央大学教授
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
宇加治 恭子	明倫国際法律事務所弁護士
大澤 裕	早稲田大学教授
北川 佳世子	早稲田大学教授
◎木村 光江	日本大学教授
後藤 真理子	慶應義塾大学客員教授
小林 哲也	小林総合法律事務所弁護士
齊藤 真紀	京都大学教授
鈴木 昭洋	司法研修所教官（判事）
茶園 成樹	大阪大学教授
土井 真一	京都大学教授
富所 浩介	読売新聞東京本社論説副委員長
中川 丈久	神戸大学教授
長田 真里	大阪大学教授
野口 貴公美	一橋大学理事・副学長
服部 高宏	追手門学院大学教授
濱田 毅	同志社大学教授
林 鉄兵	日本労働組合総連合会副事務局長
福富 直子	積水化学工業株式会社執行役員法務部長
○松下 淳一	学習院大学教授
峰 ひろみ	東京都立大学教授
山本 和彦	中央大学教授
横山 美夏	京都大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

青井未帆	学習院大学教授
秋葉康弘	中央大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
宇藤崇	同志社大学教授
木村光江	日本大学教授
小柿徳武	大阪公立大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
服部高宏	追手門学院大学教授
松下淳一	学習院大学教授
峰ひろみ	東京都立大学教授
◎山本和彦	中央大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

浅野有紀	同志社大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
大河内美紀	名古屋大学教授
齊藤真紀	京都大学教授
◎成瀬幸典	東北大学教授
○堀野出	九州大学教授
宮路真行	宮路法律事務所弁護士
山口温子	上田廣一法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価報告書の内容について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

追評価については、本評価において満たしていないと判断された基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価の結果と併せて総合的に考慮し、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を「改善を要する点」として記述しています。

さらに、そのほかの指摘事項（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点）がある場合には、上記結果と併せて記述しています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「改善が望ましい点」については、基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善が望ましいと判断されるもの。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準ごと（追評価については、本評価で満たしていないと判断された基準ごと）に「評価結果」において、基準を満たしているかどうか、及び「評価結果の根拠・理由」においてその根拠・理由を明らかにしています。また、基準を満たしていない場合は「改善を要する点」においてその具体的な内容を記述しています。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準について、上記と同様に記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

I 認証評価結果

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

【判断の理由】

法科大学院評価基準を構成する 21 の基準を全て満たしており、法科大学院の教育活動等の状況が法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- 法科大学院の教育の理念を具現化する取組として、ジェンダーアイデンティティの多様性を踏まえつつ女性法曹養成に注力しており、女性（ジェンダーアイデンティティも考慮する）の志願者増を通じて女性の法曹人口の増加を図るために女性学生への住居費の補助が実施されているだけでなく、女性学生支援担当教員の配置、その他女性学生の学習環境の整備が実施されている。研究科の取組に呼応して、学生及び修了者の自発的な活動として、生活上や学習上の悩みを相談するほか意見交換をする場として女性専任教員も交えた懇談会等が定期的（月 1 回程度）に開催されている。その結果として、直近 5 年度における志願者、受験者、入学者及び司法試験合格者における女性の割合が増加しており、令和 4 年度から令和 6 年度では女性修了者の司法試験合格率が全国平均を上回っている。（基準 2－3、5－2）

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 金沢大学法科大学院との間で毎年実施されている合同 F D 研修において、入試問題の相互チェックが実施され、外在的な視点から入試問題や入試の実施体制の評価検討が行われている。（基準 2－4、2－5、4－2）

II 基準ごとの評価

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確である。

基準 1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、基準数以上の専任教員並びに兼担及び兼任教員が配置されている。なお、専任教員 16 人のうち女性教員が 3 人であるが、専任教員における女性教員の拡充が、学長、大学執行部のリーダーシップの下で進められている。

教育上主要と認める授業科目については、ほぼ全ての授業科目が専任の教授又は准教授によって担当されている。専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目についても、シラバス確認や専門領域に近い専任教員による授業参観を実施するほか、コーディネーター教員を通じて研究科との間で協議が行われる仕組みが確保されるなど授業の内容、実施、成績評価に最終的な責任を法科大学院が負っている。

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、専門法務研究科教授会及び専門法務研究科運営委員会が置かれている。専門法務研究科教授会は、研究科長、社会科学研究院に所属する教授、准教授、講師及び助教のうち、大学院教育において、専門職大学院設置基準（平成 15 年 文部科学省令第 16 号）第 5 条第 1 項に規定する専任教員として専門法務研究科の教育を担当する者、社会科学研究院に所属する特任教授及び特任准教授並びに無期転換特任教授及び無期転換特任准教授のうち、大学院教育において専ら専門法務研究科の教育を担当する者及び平成 15 年 文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第 2 条第 2 項に定める教員により構成されており、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。また、専門法務研究科運営委員会は、教授会審議事項の事前審査に関すること等を審議している。令和 6 年度には、別紙様式 1-2-2 のとおり開催されている。

専任の長として、研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に必要な経費は、設置者により負担されており、予算の配分に当たっては、

学長、理事に対する個別の説明のほか、経営戦略基幹会議において、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項についての意見を聴取する機会が設けられている。

法科大学院の管理運営を行うための事務組織として、西千葉地区事務部人社系学務課大学院学務室及び財務課人社系グループが組織され、専門法務研究科の学務、入試業務については、専門職員1人、パートタイム職員1人が配置され、そのほか人社系全体の管理運営について、34人の職員が配置されている。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式1-2-5のとおり、情報セキュリティ及び個人情報保護研修・自己点検（全員参加）、ハラスメント防止に関する講習会（全員参加）、公的研究費等に関するコンプライアンス教育（全員参加）等のスタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されている。

基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-1のとおり公表されている。

法曹養成連携協定が締結されており、法曹養成連携協定に関連して法令等により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-2のとおり公表されている。

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2-1 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価の実施に責任を持つ組織として、研究科長を責任者とする自己点検・評価委員会が設置されており、別紙様式 2-1-1 のとおり、教育課程、入学者の受入、施設及び設備、学生支援等については学務委員会（入学者の受入を除く）及び入試委員会（入学者の受入に限る）が責任を持ち、教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制が整備されている。自己点検・評価の責任者は、毎年度の入学者の受入については入試委員長、臨時に行う点検・評価（文部科学省に提出する加算プログラムに関するもの）については研究科長、その他の点検・評価については自己点検・評価委員長（研究科長の役職指定）である。これらの点検・評価の結果は、全て運営委員会に報告され、具体的な対応が検討されている。

関係法令等に則して教育課程連携協議会が設置され、別紙様式 2-1-2 のとおり開催されている。

基準 2-2 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価を実施するための評価項目及び手順は、専門法務研究科自己点検・評価規程において明確かつ適切に定められており、自己点検・評価が別紙様式 2-2-1 のとおり、定められた評価項目及び手順に則り実施されている。

自己点検・評価に当たっては、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標、数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されている。

また、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、外部評価のための自己評価書作成時及び専門法務研究科教授会の報告において、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されている。

基準 2-3 【重点評価項目】 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

修了者の司法試験の合格状況は、別紙様式 2-3-1 のとおり、全法科大学院の平均合格率は下回るものの、令和 3 年度以外は平均合格率の 2 分の 1 は上回っており、令和 4 年度以降は回復に転じている。また、単年度合格率の向上に向けて、受験 1 回目の在學生、修了者の起案指導、短答演習の一層の強化等が実施されているほか、未修者の合格状況の改善に向けてチューター制度が実施されていること等を踏まえて適切な状況にある。また、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者についての合格状況も別紙様式 2-3-1 のとおりである。

また、修了者の進路等の状況は、法科大学院が養成しようとする法曹像に照らして適切な状況にある。千葉県弁護士会の強力な支援の下に授業科目「千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題」及び「エクスターンシップ」その他の法律実務科目が実施され、修了者が千葉県下の弁護士事務所へ就職することに結び付いている。当該法科大学院は女性法曹養成に注力しており、令和 4 年度から令和 6 年度の女性修了者の司法試験合格率が全国平均を上回っている。また、派遣検察官教員による業務説明等の活動が熱心に行われ、結果として女性の修了者が令和 6 年に 2 人、令和 7 年に 1 人検事に任官している。

修了時の学生からの意見聴取並びに修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取結果等に鑑みれば、法科大学院の目的に則した人材養成が行われているものといえる。

基準 2-4 【重点評価項目】教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 2-2-1 のとおり、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果、改善すべき事項があった場合には、対応計画が策定され、計画に基づいた取組がなされている。また、自己点検・評価委員会において、取組の効果が検証されている。特に、金沢大学法科大学院との合同 F D 研修において、入試問題の相互チェックが実施され、外在的な視点から入試問題や入試の実施体制の評価検討が行われている。

基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇任に関して、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の基準並びに評価の方法等が社会科学研究院教員審査等に関する内規、大学教員の選考に関する規程及び法学研究部門における教員選考基準等に関する申合せにおいて定められており、別紙様式 2-5-1 のとおり適切に実施されている。

また、教員の担当する授業科目は、各教員の知識、能力、実績等に応じて教授会等で決定されている。

教員業績評価規程及び教員業績評価実施要項において、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の実施について定められており、別紙様式 2-5-2 のとおり、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価が継続的に実施されている。

別紙様式 2-5-3 のとおり、専門法務研究科教育方法研究会、4 大学合同 F D 研修会等の取組が、授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（F D）として組織的に実施されている。特に、金沢大学法科大学院との間で毎年合同 F D 研修が実施され、入試問題の相互チェック等が行われている。

法科大学院の教育を支援又は補助する者として、チューターに対しては「チューター制度」実施要領、修了生フェローに対しては「修了生フェローによる起案指導」（民法）の要領が周知されている。また、司書資格を有する職員は法学図書館連絡会の基礎講座を定期的に受講しているなど、教育の質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されている。

基準 2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 2-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

鹿児島大学法文学部、千葉大学法政経学部及び明治学院大学法学部と法曹養成連携協定が締結されており、各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととされている事項が適切に実施されている。

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されている。

基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針が明確かつ具体的に示されている。

また、教育課程方針と学位授与方針が整合性を有している。

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。

法律基本科目については、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されている。

また、法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されている。

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てが開設され、金沢大学、筑波大学、九州大学との連携協定に基づき科目展開の充実が図られている。

全体として、当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されている。

各授業科目について、到達目標がシラバスにおいて学生に明示され、それらは段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっている。また、到達目標に適した授業内容となっている。

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料として、履修案内が学生に示されている。

基準 3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容がシラバスにおいて学生に明示されている。

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されている。オンデマンド方式で授業が提供される授業科目については、当該大学がメディア授業告示に則って定める「メディア授業サイト」に即して実施され、授業の双方向性、多方向性が確保されるとともに、授業後に学生の理解を確認する措置や論述能力を涵養する措置がとられており、以上の点が担保されていることが、科目担当教員に対する調査によって確認されている。

また、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう、応用科目としての演習科目では、全ての授業科目において起案が実施されており、論述能力の涵養が授業のねらいに含まれている。全学年について、法律基本科目の必修科目では中間試験が実施され、学期の早期に学生の論述能力を教員が把握する機会になるとともに、学生に対しても自己の論述能力を自覚する機会が提供されている。また、中間試験と期末試験の双方について、その講評が試験実施後に実施され、採点結果、添削、個別コメント等を付した答案が返却されている。このように、全体講評のみならず、答案の返却を通じた個別講評が実施されることで、各学生の到達度に応じた論述能力の涵養が図られている。法律基本科目との融合科目として位置付けられる法律実務基礎科目については、「刑事法総合演習」、「法律実務総合演習」等において、実務的観点から論述能力を高める指導が取り入れられている。さらに、展開・先端科目である司法試験科目においても、「知的財産法演習」をはじめとした応用的性格をもつ授業科目において、それぞれの科目の特性に応じた論述指導が行われている。

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、多くの法律基本科目については同時に授業を行う学生数が 50 人以下となっている。なお、「憲法 1」、「民法 3」、「刑事訴訟法 1」、「刑事訴訟法 2」、「刑法 2」、「民事実務基礎 1」については、50 人を若干上回っているが、原級留置及び再履修の学生が一時的に増えたことによるものであり、授業外での質問対応、オフィスアワーの確保等が行われ、十分な教育効果を上げられるよう対応がなされている。

また、同時に授業を行う学生数が極めて少ない授業科目がある場合についても、十分な教育効果が上げられるものとなっている。なお、2 年次配当の法律基本科目の必修科目につき、1 学年 40 人を 2 クラスに分けて授業の双方向性、多方向性をさらに徹底し、少人数教育を一層充実させるインテンシブ方式により授業をリソースが許す限り実施する方針がとられ、令和 7 年度は 8 科目 16 クラスがインテンシブ方式で実施されている。

各授業科目における授業時間の設定が、学則、大学院学則、専門法務研究科規程により定められ

ており、法令等に則したものとなっている。

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっている。

各授業科目の授業期間が、学年暦により定められており、8週又は15週にわたるものとなっている。

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設けられ、関係法令等に適合している。

学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して、入学手続前学習指導や入学予定者スクーリング「法律基本科目（7法）の学び方」等が行われている。

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

【評価結果】 基準3-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定されている。

成績評価基準は、履修案内において学生に周知され、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等についても履修案内において学生に周知されている。

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについては、全ての専任教員が参加する拡大運営委員会において全授業科目について個別に成績評価を検証することによって組織的な確認がなされている。

その際、S及びAの相対評価についても、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっている。

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。また、再試験の制度は設けられていない。

成績に対する異議申立て制度が、組織的に設けられている。

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定が、専門法務研究科規程において、法令等に従い定められている。

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が、専門法務研究科規程において、法令等に従い定められている。

基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

【評価結果】 基準3-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令等に則して、修了要件が組織的に策定されており、履修案内において学生に周知されている。

修了の認定が、修了要件に則して組織的に実施されている。

基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

【評価結果】 基準 3-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられている。

千葉大学の専任教員として 7 年（サバティカル研修を開始する日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 40 歳未満の者にあつては、5 年）以上継続勤務した者等には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられており、別紙様式 3-7-2 のとおりの取得状況となっている。

領域 4 学生の受入及び定員管理

基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力が明確に示されている。

また、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについて、明確に示されている。

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜が実施されており、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて、明確に示されている。

基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿って、別紙様式 4-2-1 のとおり入学者選抜の方法が採用されており、適切な体制の下、社会人等が受験しやすいよう夏季入試以外は全て土曜日に実施する、法学以外を専門とする者等に配慮して 3 年コースの小論文試験において法律に関する知識の有無を評価しない、身体障害者に対しては事前相談の申請に基づき特別措置を行うなど、公正かつ適正に学生の受入が実施されている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が入試委員会において行われており、令和 5 年度から 3 年コース一般入学者選抜を夏季にも実施するなど、その結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

また、金沢大学法科大学院との合同 F D 研修において、入試問題の相互チェックが実施され、外在的な視点から入試問題や入試の実施体制の評価検討が行われている。

基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 4-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 4-3-1 のとおり、在籍者数は 113 人であり、収容定員からみて、適正な割合となっている。

また、別紙様式 4-3-1 のとおり、収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入

学者数の割合及び競争倍率は適正であり、また、入学者数の規模も適切なものとなっている。

領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準 5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 5-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の認証評価時から引き続き、法科大学院の運営に必要な施設・設備が法令等に基づき整備され、有効に活用されている。

前回の認証評価時以降に整備されたメディア授業を実施するための機器・システム等を含め、有効に活用されている。

そのほか、ジェンダーアイデンティティの多様性に配慮したトイレ等の設備が整備されている。

基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 5-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の認証評価時から引き続き、履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われている。

前回の認証評価時から引き続き、学生の生活、経済及び進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われている。特に、当該法科大学院では女性法曹養成に注力しており、女性学生への住居費の補助、女性学生支援担当教員の配置、生活上や学習上の悩みを他の女性学生や教員等に相談できる場としてのランチ会（毎月 1 回開催）等が実施されている。

前回の認証評価時から引き続き、各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されている。